社会保障審議会障害者部会

第90回（H30.6.27）　資料３

H28生活のしづらさ調査結果

P１

平成30 年4 月9 日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部企画課

課長補佐渡三佳(内線3019)

課長補佐大熊高司(内線3024)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2389

「平成28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」の結果を公表します

厚生労働省では、このたび、「平成28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」の結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む）の生活実態とニーズを把握することを目的としています。今回は、全国約2,400 の国勢調査の調査区に居住する在宅の障害児・者等の平成28 年12 月１日時点の状況について調査し、調査票配布数12,601 人のうち、6,175 人から有効回答を得て集計を行いました。

【調査のポイント】

在宅の身体障害者手帳所持者（推計値）は428.7 万人、療育手帳所持者（推計値）は96.2 万人、精神障害者保健福祉手帳所持者（推計値）は84.1 万人となり、いずれも前回調査から増加

・障害者手帳所持者等の推計値

総数593.2 万人　前回（平成23 年）511.2 万人

障害者手帳所持者559.4 万人　前回（平成23 年）479.2 万人

身体障害者手帳所持者428.7 万人　前回（平成23 年）386.3 万人

療育手帳所持者96.2 万人　前回（平成23 年）62.2 万人

精神障害者保健福祉手帳所持者84.1 万人　前回（平成23 年）56.8 万人

障害者手帳非所持者で、自立支援給付等を受けている者33.8 万人　前回（平成23 年） 32.0 万人

障害者総合支援法の福祉サービス利用状況をみると、障害者手帳所持者のうち、障害者総合支援法の福祉サービスを利用している者の割合は、65 歳未満では32.1％、65 歳以上では19.8％となっている

【別添１】平成28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果概要

【別添２】障害者の数

[参考]今回の調査結果を反映させた日本の障害者の総数（推計値）は936．6 万人（人口の約7．4％）となります。（別添２参照）

※ この調査結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページhttp://www.mhlw.go.jp/

トップページ＞統計情報・白書＞各種統計調査＞厚生労働統計一覧＞３．社会福祉＞３．４

障害者福祉＞生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）

P２

平成28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果の概要

平成30 年4 月9 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課

Ⅰ 調査の概要

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的とする。

（１）調査の時期 平成28 年12 月１日現在

（２）調査の対象 全国約2,400 の国勢調査の調査区※１に居住する在宅の障害児・者等（障害者手帳所持者※２、医師から難病と診断された者、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者※３）を対象とした。

調査票配布数12,601 人、調査票回収数7,179 人（回収率57.0％)、有効回答数6,175 人であった。

※１ 鳥取県倉吉市は鳥取県中部地震の影響により、調査を実施していない。

※２ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

※３ 本人またはその家族等から「眼鏡などを使っても見えにくい」「音や声が聞こえにくい」「歩いたり階段を上り下りすることが難しい」「思い出すことや集中することに困難を伴う」などの回答があった者。

（３）調査方法 調査員が調査区内の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認。

調査対象者がいる場合は、本人またはその家族などに調査票を手渡し、記入と郵送による返送を依頼した上で、返送されてきた調査票の内容を集計。

（４）推計方法 推計値については、全国推計人口（平成28 年10 月１日現在）に、この調査の調査対象地区の世帯人員数に占める調査対象者の割合（約6.1％（＝調査地区内の調査対象者の出現率））と、調査票が回収されたもののうち回答があった者の数に占める各項目の回答数の割合を掛けて算出。

Ⅱ 調査結果の概要

※ 推計値は100 の位を、構成割合は小数点以下第２位を、それぞれ四捨五入しているため、必ずしも総数と一致しないものがある。

P３

１ 障害者手帳所持者数等（推計値）

今回の調査結果によると、障害者手帳所持者数は、5,594 千人と推計される。

このうち、身体障害者手帳が4,287 千人、療育手帳が962 千人、精神障害者保健福祉手帳が841 千人となっている。

表１ 障害の種類別にみた障害者手帳所持者数等

（単位：千人）

○障害者手帳所持者

　　総数 平成２８年：5,594　平成２３年：4,792　対前回比（％）：116.7

・障害者手帳の種類（複数回答）

　　身体障害者手帳　平成２８年：4,287　平成２３年：3,864　対前回比（％）：110.9

　　療育手帳　平成２８年：962　平成２３年：622　対前回比（％）：154.7

　　精神障害者保健福祉手帳　平成２８年：841　平成２３年：568　対前回比（％）：148.1

○障害者手帳非所持者

　・自立支援給付等を受けている者※１

　　　平成２８年：338　平成２３年：320　対前回比（％）：105.6

・自立支援給付等を受けていない者

平成２８年：1,845　平成２３年：1,888　対前回比（％）：97.7

障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある者

平成２８年：1,378※２　平成２３年：1,329　対前回比（％）：103.7

※１ 例えば、精神障害者保健福祉手帳を所持していないが、精神科医療機関に通院している者。

※２ このうち、福祉サービスを利用しておらず、福祉サービスの利用を希望する者の推計値は、258 千人。

２ 障害種別にみた身体障害者手帳所持者数（推計値）

障害種別では、肢体不自由の割合が最も高く、全体の45.0％となっている。

表２ 障害の種類別にみた身体障害者手帳所持者数

（単位：千人）

○総数

平成２８年：4,287　平成２３年：3,864

○視覚障害者

　平成２８年：312　平成２３年：316

○聴覚・言語障害

　平成２８年：341　平成２３年：324

○肢体不自由

　平成２８年：1,931　平成２３年：1,709

○内部障害

　平成２８年：1,241　平成２３年：930

○不詳

　平成２８年：462　平成２３年：585

P４

図１　略

P５

３ 年齢階級別にみた身体障害者手帳所持者数（推計値）

年齢階級別で対前回比をみると、65 歳以上の増加が顕著となっている。

４　療育手帳所持者数（推計値）

平成28 年の療育手帳所持者について、障害程度別でみると、重度は373 千人、その他は555 千人と推計され、前回調査と比較して増加している。

P６

５　精神障害者保健福祉手帳所持者数（推計値）

障害等級別にみると、２級の精神障害者保健福祉手帳所持者が452 千人と最も多く、全体の53.7％となっている。また、年齢階級別にみると、30 代以降分布は、ほぼ均等に分布している。

６　医師から発達障害と診断された者の数（本人・家族等からの回答に基づく推計値）

医師から発達障害と診断された者の数（推計値）については、481 千人である。

そのうち、障害者手帳所持者の割合は76.5％、障害者手帳非所持者の割合は21.4％。

７　医師から高次脳機能障害と診断された者の数（本人・家族等からの回答に基づく推計値）

医師から高次脳機能障害と診断された者の数（推計値）については、327 千人である。

そのうち、障害者手帳所持者の割合は66.4％、障害者手帳非所持者の割合は23.9％。

８　医師から難病と診断された者の数（本人・家族等からの回答に基づく推計値）

医師から難病と診断された者の数（推計値）については、942 千人である。

そのうち、障害者手帳所持者の割合は56.3％、障害者手帳非所持者の割合は32.1％。

P７

９　生活のしづらさの頻度

生活のしづらさの頻度についてみると、65 歳未満、65 歳以上（年齢不詳を含む）ともに「毎日」の割合が最も高くなっている。

P８

10 　生活のしづらさが生じ始めた年齢

生活のしづらさが生じ始めた年齢をみると、65 歳未満では18 歳未満と答えた割合が34.5％となっている。

また、65 歳以上では65 歳以降に生活のしづらさが生じ始めたと答えた者の割合が43.8％となっている。

P９

11　障害の原因

障害の原因別についてみると、65 歳未満、65 歳以上ともに「病気」と答えた者の割合が高く、65 歳未満では、36.0％、65 歳以上では57.2％となっている。

また、障害者手帳の種類別でみると、特に身体障害者手帳所持者は、「病気」と答えた者の割合が最も高く、65 歳未満では、52.5％、65 歳以上では59.5％となっている。

P10

12　障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用状況等

障害者総合支援法による福祉サービスの利用状況をみると、障害者総合支援法による福祉サービスを受けている者の割合は、65 歳未満では32.0％、65 歳以上では22.7％となっている。

P11

略

P12

13　介護保険法に基づくサービスの利用状況

介護保険法に基づくサービスの利用状況についてみると、「利用している」と答えた者の割合は40 歳以上～65 歳未満では8.7％、65 歳以上では36.3％となっている。

P13

略

P14

14　福祉サービスの利用希望

日常生活上の支援として福祉サービスをどの程度利用したいかをみると、65 歳未満では「利用したくない」と答えた者の割合は33.3％であり、「わからない」と答えた者の割合は21.5％である。

P15

15　手帳非所持者で、自立支援給付等を受けていない者の生活のしづらさ等の状況

本調査の対象となった手帳非所持で、自立支援給付等を受けていない者のうち、74.7％が障害による日常生活を送る上での生活のしづらさがある。そのうち、福祉サービスを利用しておらず、福祉サービスの利用希望がある者は38.0％である。

P16

障害者の数

○障害者の総数は９３６．６万人であり、人口の約７．４％に相当。

○そのうち身体障害者は４３６．０万人、知的障害者は１０８．２万人、精神障害者は３９２．４万人。

○障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

（在宅・施設別）

○障害者総数９３６．６万人（人口の約７．４％）

うち在宅８８６．０万人（９４．６％）

うち施設入所５０．６万人（ ５．４％）

・身体障害者（児）４３６．０万人

うち在宅４２８．７万人

うち施設入所７．３万人

・知的障害者（児）１０８．２万人

うち在宅９６．２万人

うち施設入所１２．０万人

・精神障害者３９２．４万人

うち在宅３６１．１万人

うち入院３１．３万人

（年齢別）

○障害者総数９３６．６万人（人口の約７．４％）

うち６５歳未満４８％

うち６５歳以上５２％

・身体障害者（児）４３６．０万人

うち６５歳未満２６％

うち６５歳以上７４％

・知的障害者（児）１０８．２万人

うち６５歳未満８４％

うち６５歳以上１６％

・精神障害者３９２．４万人

うち６５歳未満６２％

うち６５歳以上３８％

※身体障害者（児） 及び知的障害者（児）数は平成28年（在宅）、平成27年（施設）の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者（児）には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成28年の調査における在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等（精神通院医療を除く。）を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。